

◆ 目次

【計画変更】

- 計画変更の手続き
- 軽微な変更
- 申請者名の変更
- 設置先の名称変更
- 機器の変更
- メーカー名の記載相違
- 納期の遅延
- 補助事業の一部取りやめ（中止）
- 補助事業の取りやめ（中止）



交付決定後に補助事業で、申請内容から
何らかの計画変更が生じる場合は、

**微細な事項であっても自己判断をせずに、
速やかに振興センターにご連絡、相談をしてください。**

【お問い合わせ】



下記のメールアドレスにて、受け付けます。



setubidonyu@setubidonyu.com

設備整備 計画変更_よくあるご質問

○ 計画変更の手続き

Q.業務方法書第15条第1項に定める『計画変更等承認申請書（様式第6）』が必要となる場合やその手続きについて、具体的に教えてください。

A.

補助事業者が交付決定後に補助事業を実施する中で、何らかの事情で交付申請書の記載内容および申請時に提出した各書類の内容に変更が生じる場合、その変更内容を発注する前までに【計画変更等承認申請書（様式第6）】を提出し、振興センターに変更の承認を受ける必要があります。

ただし、代表者の変更について、事業の推進に影響がない場合には【計画変更等届出書（様式第7）】にて届け出てください。

何らかの変更が生じる場合は、**微細な事項であっても自己判断をせずに速やかに振興センターに相談してください。**

○ 軽微な変更

Q.業務方法書第15条第1項但し書きにある「軽微な変更」について、具体的に教えてください。

A.

業務細則第11条第2項各号にある「補助事業の目的変更がなく能率的な実施に資する場合」や「補助事業の目的や能率に関係がない細部の変更」ということとなりますが、

振興センターでは、交付決定を受けた事業内容（機器の種類・数、設置工事内容等）に変更がなく、申請時に提出した交付申請書に何らかの軽微な変更が生じた場合は、申請時に記載された事業完了日前までに【計画変更等届出書(様式第7)】を提出していただく必要があります。

設備整備 計画変更_よくあるご質問

○ 申請者名の変更

Q.申請書提出後、代表者の交代がありました。
何か手続きは必要ですか？

A.
事業の推進に影響がない場合には【計画変更等届出書（様式第7）】と、
変更後の履歴事項全部証明書を提出してください。

○ 設置先の名称変更

Q.設置先が新築物件のため、正式な名称・住所が確定しましたが、
何か手続きは必要ですか？

A.
新築物件による名称のみ変更の場合は、実績報告時に申請フォームの設置先名を
正式名称へ修正してください。
※上記の場合、計画変更等の届出は不要です。

名称・住所両方の場合は、正式名称・住所がわかる書類を提出してください。

ただし、**住所については**申請時と大幅に変わる場合は
振興センターに相談してください。

○ 機器の変更

Q.納期遅れ等で、設置予定機器を他社同等品に変更する場合で、
交付決定額の変更がない場合、計画変更の手続きは必要ですか？

A.
補助対象機器のメーカー・種類は変更になるものの、
機器の能力・数量・見積金額及び事業完了日にも変更がなく、
申請時に提出した交付申請書の記載内容に変更が生じない場合は
手続き不要です。

設備整備 計画変更_よくあるご質問

○ メーカー名の記載相違

Q.バルクの製造会社名と販売会社名が異なる場合、どうしたらいいですか？
何かしら手続きが必要ですか？

A.
バルク容量に変更がなく、メーカー名のみ相違の場合は、手続き等は不要です。

見積書・請求書に「型式」、「バルク番号（製造番号）」を記載していただき、写真台帳に添付したバルク刻印の写真と整合性が取れるようにしてください。

○ 納期の遅延

Q.納期遅れ等で事業完了日が変更になった場合、手続きが必要ですか？

A.
納期の遅延は手続きが必要になります。
ただどのくらい遅れるかによって、事前承認が必要な場合と届出で済む場合に分かれます。
遅れが判明した時点で、どのような手続きが必要かを判断しますので、直ちに振興センターにご相談ください。

○ 補助事業の一部取りやめ（中止）

Q.補助事業における施工上、または補助事業者（申請者）の都合により、申請時に補助対象とした機器の一部設置を取りやめることは出来ますか？

A.
一部設置を取りやめることは可能です。
補助事業は交付決定を受けた時の事業内容(機器の種類・数等)で実施することが原則ですが、やむを得ない事情等で補助対象機器の一部の設置を取りやめる場合、取りやめる機器または金額によって手続きが変わりますので**発注する前に振興センターにご相談ください。**

設備整備 計画変更_よくあるご質問

○ 補助事業の取りやめ（中止）

Q.補助事業における施工上、または補助事業者（申請者）の都合により、補助事業自体を取りやめることは出来ますか？

A.
取りやめる時期によって手続きが変わりますので、
速やかに振興センターにご相談ください。



交付決定後に補助事業で、申請内容から
何らかの計画変更が生じる場合は、
**微細な事項であっても自己判断をせずに、
速やかに振興センターにご連絡、相談をしてください。**

【お問い合わせ】



下記のメールアドレスにて、受け付けます。



setubidonyu@setubidonyu.com